

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について
(令和2年4月25日開催)

1 委員

- ◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みずほ総合研究所 経済調査部長
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター教授
(◎は会長)

2 議事

営業を続けるパチンコ店に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による施設の使用停止要請を行うことについて

3 審議会の意見等

営業を続けるパチンコ店に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による施設の使用停止要請を行うことは適当である。

(猪口会長)

営業を続けるパチンコ店に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による施設の使用停止要請を行うことは適当である。

(太田委員)

他娯楽施設の休業等を受けて、営業を継続しているパチンコ店では従来以上の混雑が報道等で指摘されている。そうした中、一部の施設のみが営業を継続することで、来場者が集中し、店内の混雑状況がさらに悪化する可能性があり、集団感染に至るリスクは無視しえない。また同業で営業自粛要請に応じていただいている施設との公平性という点でも問題がある。

以上より、営業を継続している施設に対して、新型インフルエンザ等特措法第45条第2項に基づく施設使用停止要請を行うことは適当であると考えます。

(大曲委員)

営業を続けるパチンコ店に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による施設の使用停止要請を行うことは適当である。

(紙子委員)

パチンコ店については、公衆衛生の専門家からも、3密の状態が発生し感染者集団発生の蓋然性が高いと指摘されている。また、これから大型連休に入り、パチンコ店に遠距離から顧客が集まる恐れも高く、いっそうの過密状態発生が懸念される。これらの現状に鑑みれば、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、パチンコ店の施設使用停止を要請すべき必要性がある。

一方、施設管理者の営業の自由に対して制約を与えることとなるが、休業による経済的損害については、他業種も同様に等しく受けている公衆衛生を守るための不利益で、社会の構成員として甘受すべき面がある上、営業存続の危機を回避できるような経済面の支援策が予定されている。このような状況においては、制約される営業の利益の保護よりも、顧客の中で発生しうる感染者集団を防止し生命身体の安全を守る必要性の方が高い。また、法の要件ではないが、事前の催告により施設管理者が自主的に営業を停止する機会を付与するのが望ましいところ、現在東京都は各施設に個別に連絡し、上記機会を付与している。

したがって、法第45条第2項に基づく使用停止の措置は、必要かつ合理的な手段である。

(濱田委員)

パチンコ店は新型コロナウイルスの感染リスクの高い場所の一つと考えられる。このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による施設の使用停止要請を行うための要件を満たしていると考えられる。